

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

防火 管理者

防災

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は _____ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 ^{※1}	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項及び全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、（以下「当該共同住宅」という。）の防火管理業務についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該共同住宅に居住もしくは出入りする全ての者
 - (2) 防火管理業務を受託している者
- 2 管理権原の及ぶ範囲において、この計画を適用するものである。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、当該共同住宅の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示、当該消防計画及び全体についての防火管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防の組織に係る事項
 - (3) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督

- (6) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
- (7) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (8) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (10) 収容人員の適正管理
- (11) 居住者に対する防災教育の実施
- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) 災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情報集約

(防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について全体についての防火管理に係る消防計画に規定されている事項に基づき、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者または防火管理者の変更
 - イ 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する事項の変更
 - エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 消防訓練実施の通報

第23条による。

- (4) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (5) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること（防火対象物全体で報告する際は必要なし。）。
- (6) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

（防火管理資料の保管等）

第7条 管理権原者等は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して防火管理維持台帳に編さんし、保管する。

（居住者が行う防火管理対策）

第8条 居住者は、各自の責任において次の対策を行うものとする。

- (1) 住戸内の火気管理を徹底し、火災予防に努めること。
- (2) 玄関防火設備の閉鎖機能を維持管理すること。
- (3) バルコニーには、火災の延焼拡大要因となる多量の可燃物を置かないこと。また、隣接住戸との仕切板部分等には避難の障害となる物品等を置かないこと。
- (4) バルコニーの隣接住戸との仕切板の破裂が容易でない場合は、破壊用の器具を備えておくこと。
- (5) 廊下及び階段等避難に使用する共用部分には、避難の障害となる物品等を置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、操作の障害となる物件を置かないこと。
- (7) 設置された消火器は、みだりに移動させないこと。
- (8) 暖房用燃料の灯油等は、密栓して保管すること。

（防火対象物の法定点検（防火対象物点検）等）

第9条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）は、点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

（消防用設備等の法定点検）

第10条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

（点検検査結果の記録及び報告）

第11条 防火管理者は、点検検査結果を、防火管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

第12条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を消防機関に届け出る。工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

(臨時の火気使用等)

第14条 当該共同住宅内共用部分で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(放火防止対策)

第15条 放火防止のために、次のことを守るよう居住者に呼びかけるものとする。

- (1) 当該共同住宅の共用部分及び敷地内の整理整頓に努めること。
- (2) 駐車場に駐車する車両は施錠すること。
- (3) 駐車場で使用する車両のボディカバーは、防災製品とすることが望ましい。
- (4) 物置及び倉庫等の施錠を励行すること。
- (5) 挙動不審者を見かけたら、警察、防火管理者、各居住者等に連絡すること。

(6) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝にゴミ集積場に出すこと。

(火災が発生した場合の行動)

第16条 火災が発生させた者又は火災を発見した者は、大声で周囲に知らせること。

- 2 消防署への通報は、火災が発生させた者又は火災の発生を知った者が協力して行うこと。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行うこと。
- 4 玄関からの避難が困難な場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣接住戸から避難すること。
- 5 避難誘導は、居住者がお互いに協力して行うこと。
- 6 避難する場合には、エレベーターは使用しないこと。

(震災への備え)

第17条 非常用食料、飲料水、衣類、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等は各居住者が準備すること。

- 2 各住戸内の家具の転倒、物の落下や散乱がないように、転倒防止措置をはじめ必要な措置をとること。
- 3 廊下階段等の共用部分については、常に整理整頓し、避難に支障のないようにすること。

(震災時の行動)

第18条 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、火気の使用停止又は火気の使用を監視すること。

- 2 地震が発生した場合は、まず身の安全を図ることを第一とし、火気の使用を停止する。
- 3 避難場所への避難は、関係機関からの指示又は被害の状況等から判断し、開始すること。
- 4 避難する際は、各住戸のブレーカーを遮断すること。
- 5 避難は、身の安全を図りながら広域避難場所（ ）まで原則、全員徒歩で行うこと。
- 6 火災が発生したり、負傷者が出た場合は、居住者がお互いに協力して消火及び負傷者の救護にあたる。

(收容物等の転倒・移動・落下防止)

第19条 防火管理者は、地震発生時に人命に危険を及ぼす可能性が高い場合にあつては、倉庫、避難通路、出入口等の收容物等の移動・転倒及び落下防止に努める。

(避難施設・建物損壊への対応)

第20条 防火管理者は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、

防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

(管理権原者の教育)

第21条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的かつ積極的に参加する。

(防火管理者等の教育)

第22条 防火管理者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。

3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、居住者に対する防火講演等を随時開催する。

(消防訓練)

第23条 防火管理者は、次により消防訓練を実施する。

(1) 総合訓練については、全体についての防火管理に係る消防計画により実施する。

(2) 部分訓練 月、月

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

3 建物全体で実施する訓練にはできるかぎり参加するものとする。

附 則

この計画は、年 月 日から施行する。